



市民生活コーナー

【問い合わせ】
☎市民課市民生活担当
(☎内線254)

個人事業者のリース契約

問 個人で事業を行っていますが、電話機のリース業者が訪問してきて「電話料金が安くなる」と言われたので、リース契約を結びました。しかし、まだ電話機は使えるし、契約金額も高額なので、契約してから3日後に解約を申し出ましたが、リース業者から「個人事業者は法律に規定される消費者に該当しないので、クーリングオフはできない」と言われました。どうすればよいでしょうか。

答 原則的に事業者名で契約するとクーリングオフの適用外になりますが、契約内容によってはクーリングオフできる場合があります。また、「現在使用している電話機は使えなくなります」などと言われて契約した場合は、不実告知(うその説明)による契約の取り消しを主張することができます。契約は、内容をよく確認し、慎重に行いましょう。詳しい内容は、市民課へ。

無料相談会へどうぞ

市民課では随時相談を受けています。

■花巻会場
サラ金・クレジット多重債務相談(要予約※)

▷日時 = 12月6日(木)
午後1時～5時

▷申込開始日 = 11月20日(火)
市民生活(人権・行政)相談(予約不要)

▷日時 = 12月7日(金)
午後1時30分～3時30分

▷受付 = 本庁新館1階多目的スペース
司法書士法律相談(要予約※)

▷日時 = 12月12日(水)
午後1時30分～3時30分

▷会場 = 本庁新館1階会議室
▷申込開始日 = 11月20日(火)

※予約が必要な相談会の申し込みは午前8時30分から受け付けます

■大迫会場
市民生活(人権・行政)相談(予約不要)

▷日時 = 12月6日(木)
午後1時30分～3時30分

▷会場 = 大迫総合支所1階相談室

「幼児ことばの教室」を開設

幼児ことばの教室
【問い合わせ】☎24-6996(花巻小学校内)

おおむね4歳児から5歳児を対象に、ことばにかかわる相談の受け付けや、発音レッスンを行う「幼児ことばの教室」を花巻小学校内に開設しています。専任の指導員が応じますので、お気軽にご相談ください。

▷開室時間 = 月曜日～金曜日
午前9時～午後4時

祝日は休みます

国際異文化理解サロン

(財)花巻国際交流協会
【問い合わせ】☎22-7390

ゲストのマシュー・ワッツさん(イギリス出身)と英語で楽しくおしゃべりしませんか。参加は無料です。

▷日時 = 11月30日(金)
午後6時30分～8時

▷会場 = なはんプラザ2階

▷テーマ = 「The History of English Choral Music 1100～2007(イギリス聖歌音楽の歴史 1100年から現在まで)」

男女共同参画推進フォーラム

☎男女共同参画推進室
【問い合わせ】☎内線420

▷日時 = 12月22日(土)
午後1時～4時30分

▷会場 = なはんプラザ

▷内容 = 講演「50歳からの挑戦～女性たちの思いを映画に託して～(講師は映画監督の松井久子さん) 映画「ユキエ」上映

※入場は無料ですが、入場整理券が必要です。整理券は12月3日(月)から、本庁総合案内、各総合支所地域振興課、まなび学園、なはんプラザ、各振興センターで配布します

※無料送迎バスや託児室(1歳以上)が利用できます。詳しくは、同室へ

皆さんの声をお聞かせください パブリックコメントを実施します

☎生涯学習課
【問い合わせ】☎23-4234

▷期間 = 12月3日(月)～平成20年1月8日(火)

▷公表内容 = 花巻市生涯学習振興計画(素案)

▷公表方法 = 本庁生涯学習課(まなび学園内)行政情報センター、各総合支所地域振興課、石鳥谷生涯学習会館、各地域の市立図書館、各振興センターに備え付けるほか、市のホームページに掲載

▷提出方法 = 住所氏名電話番号 意見を明記し、郵送またはファクス、電子メールで本庁生涯学習課(〒025-0075花巻町1-47 ☎23-5254 ☒shougai@city.hanamaki.iwate.jp)へ

しめ縄作り講座

石鳥谷農業伝承館
【問い合わせ】☎45-6566

▷日時 = 12月9日(日)
午前9時～正午

▷対象 = 親子・祖父母孫など

▷定員 = 10組(先着順)

▷会場 = 石鳥谷農業伝承館

▷受講料 = 1組500円(材料代) 申し込みは、11月26日(月)から同館へ。

県民手帳・能率手帳で「岩手」がわかります

2008年版 県民手帳・能率手帳を販売しています。県民手帳は600円、能率手帳は700円です。

販売期間 = 平成20年1月18日 まで 購入の申し込みや問い合わせは、広聴広報課(☎内線220)、各総合支所地域振興課(☎内線223、☎内線210、☎内線216)へ。

みんなでつくる協働のまちづくり (仮称)花巻市まちづくり基本条例素案ができました

まちづくり基本条例は、将来にわたって、市民みんなが暮らしやすい花巻市をつくるための「花巻市の最高規範」となるものです。より花巻市にあった条例にするために、みなさんの声をお聞かせください。

パブリックコメントを実施します

▷期間 = 12月3日(月)～平成20年1月8日(火)

▷公表方法 = 本庁および各総合支所の地域振興課、行政情報センター、まなび学園、石鳥谷生涯学習会館、各地域の市立図書館、

各振興センターに備え付けるほか、市のホームページに掲載

▷提出方法 = 住所氏名電話番号 意見を明記し、郵送またはファクス、電子メールで本庁地域振興課へ

～一緒に考えてみませんか～

まちづくり基本条例シンポジウム

▷日時 = 11月30日

午後6時～8時

▷会場 = 文化会館中ホール

▷内容 = 基調講演「なぜ、まちづく

り基本条例が必要か(講師は岩手県立大学の高橋秀行教授) パネルディスカッションなど

▷入場料 = 無料

(仮称)花巻市まちづくり基本条例素案の説明会

地域	月日	時間	会場
花巻	12月12日(水)	19:00～20:30	まなび学園
大迫	12月14日(金)	19:00～20:30	大迫交流活性化センター
石鳥谷	12月17日(月)	19:00～20:30	石鳥谷国際交流センター
東和	12月18日(火)	19:00～20:30	東和図書館

※①②ともに、申し込みは不要です。詳しくは本庁地域振興課へお問い合わせください

【問い合わせ】 ☎地域振興課(〒025-8601花巻町9-30 ☎内線456 FAX22-6995) ☒chishin@city.hanamaki.iwate.jp

標準小作料(平成20年～22年適用)を改訂

■問い合わせ ☎農業委員会事務局(☎内線270)

標準小作料は、農業委員会が農業生産の実態を基礎として3年ごとに改訂するもので、貸し手・借り手双方にとって公正で適正な小作料の目安となります。

これまで旧4市町ごとの標準小作料を適用してきましたが、今回の改訂により、市として統一した標準小作料となりました。

農地の区分 適用地域	10%当たり 収量	小作料の 標準額 (10%当たり)	備考
市内 全域	600 ^{kg}	20,000円	540 ^{kg} が算定の基準です
	540 ^{kg}	15,000円	
	480 ^{kg}	9,000円	
畑の 部	420 ^{kg}	6,000円	標準額を定めませんが、各生産物の粗収入の15%以内
	普通畑 樹園地	標準額を 定めなし	